

～5月20日

カルセドニー

正式な起草委員会の開始は明日の終了時点となりますが、こちらのチャンネルの設置意図を説明しておきたいと思います。

氷州鋼鉄レートに関わっていた方なら想像がつくかと思いますが、RP レベルの発言を掲示板で投げ合うのはかなり時間を要し、なかなか事態を前に進めませんので、非公式な協議（議論ではなくて交渉）をここで随時行うつもりです。また、RP 上では違和感のある事柄（条文解釈に関する単純な質問など）もここで話していただければと思います。

また、わざわざ掲示板でいちいち「賛成」を書き込むのが馬鹿馬鹿しいほどの事務的な内容に関する合意についても、このリアクションを活用できたらと思っています。

カルセドニー

【国際交易協力機構事務局長トキア・クリストバライト】

36 期が経過したことを受け、議論を開始したいと思います。当面議長を務めさせていただくことになります、国際交易協力機構事務局長のトキア・クリストバライトであります。長丁場となることは間違いないと思いますが、各国代表のご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

現時点で議長が認識している参加国は次の 18 ヶ国です。

- カルセドニー社会主義連邦共和国
- 中夏人民共和国
- ギルガルド社会主義共和国
- ガトーヴィチ帝国
- ローレル共和国
- 御岳山大社共和国
- ミルズ皇国
- 普蘭合衆国
- エーラーン教皇国
- トラハト＝ラシュハ連合王国
- フェネグリーク帝国
- カドレン共和国
- ストリーダ王国
- ヘルトジブリール社会主義共和国
- レゴリス帝国
- ロムレー湖畔共和国
- 香麗民主帝国
- トルキー社会主義共和国

本起草委員会は、次のような流れにより求められている条約を作成しようと議長としましては考えております。

1. 条約に基づき形成される国際組織の権能及び形式（組織構造）について合意を形成する。
2. 形成された組織構造に関する合意をもとに、国際交易協力機構事務局あるいはいずれかの参加国代表が条約草案を作成する。
3. 作成された草案に対する意見を述べ合い、交渉を行うことで最終的に採択される条約の文言を確定する。

まずは、「今後の議論の方法」について確定させたいと思います。現時点で明確に決定しているのは、最終的な条約の文言はコンセンサスでの採択となることのみですので、そこに至るまでのさまざまな議決事項については議論が必要となります。（ありがたいことに）非常に多くの国の参加をいただけたことにより、議論の手続きを明確化・簡略化しなければ議論が非常に長引くことが予想されますので、議長としては、少なくとも組織構造についての議論（上記の第 1）が行われている間は次のような議事手続を採用したいと思います。

- 各国代表は、組織構造または条約文言の一部に関して何らかの新規の主張を提示する際に、下線を付し、箇条書きにして提示する。
- 各国代表は、その発言の各部分に対して、「既存の主張に対する反対意見」「既存の主張に対する反論以外の意見」「新たな主張の提示」のいずれであるかを常に明確化する。
- 最初に提示されてから現実時間 7 日間に渡って「反対意見」が提示されなかった主張については議場の合意が得られたものとし、以降その合意を下敷きにした議論を行うこととする。

これにより、**主張**及びそれに対する**反対意見**が議場において明確化されることになるため、議論の流れが非常に追いやさくなるものと考えております（なお、7 日間とした理由は、期間中に必ず土日を含むことで意見表明の機会をできる限り確実にすることが可能となると判断したためです）。さらに、会議参加国による「合意」を明確化することにより、かつて普欧帝国の主導により開催されたフリューゲル国際連合設置会議のように「議論が長引いて何の合意も形成がなされず議論が進展しない」という事態を回避することができるものと考えています。

もちろん、「何らかの論点に対して矛盾する複数の提案がなされ、1 つの**合意**を形成し得ない」状態に陥ることも十分に考えられますが、その場合は「～～という論点に対しては A 案と B 案の 2 つが存在しており、解決していない」という形の**主張**が**合意**として認定されることになると考えています。

当然ながら、後者の状態のままにしておくことで最終的な条約文言の完成が果たされることはありませんが、その場合でも「組織構造」の段階（先の第 1）においては統一を図ることはせず、文言段階（先の第 3）において、各国の交渉により、齟齬の解消を目指す、という形になります。

議長からは以上となります。ここから実質議論に移ることになりますが、もし議長の提案した以上の進行手続について反対意見がありましたら、その旨本議場においてご表明ください。その際に、理由と対案についてもご説明いただければと思います。

議事進行に対する反対意見がありましたら、その都度議場の意見を踏まえて議長の方で議事進行に関する手続きを変更する可能性があります。

カルセドニー

【カルセドニー社会主義連邦共和国代表ユハル・ツァボライト】

(PL 注: 議長としての議事進行のための発言と、「カルセドニー政府」としての主張を明確に分けるために 2 人の人物の RP をカルセドニー PL が並行して行います、お取り違えのないようにお願いします。)

始めに、カルセドニー社会主義連邦共和国より、「条約に基づき形成される国際組織の権能及び形式」についての提案をいたします。

我が国は、「戦争の正当性を判断する組織」は、すでに認められている「根本理念」に加え、次の要件を満たす必要があると考えております。以下に提示する 4 点の要件は議長の示した議事進行方法における**主張**に相当します。

- 「戦争の正当性」に関して迅速な判断を可能とすること。

例えば、WTCO 加盟国会議のように、国際会議場(掲示板)における長々とした議論は、「意思表示に必要な時間が長いこと」「最終的な判断を下すために意思表示を行うべき主体が非常に多いこと」を理由として、現在進行形で起こっている国際的危機を解決するための組織の活動としては不適切であると考えています。

- 組織が判断した内容について、実効性を伴わせるための行動を組織が実行できること。

組織が判断を行ったとして、それを実現するための手段がなければ画餅にすぎません。我が国は、組織に対して、何らかの形で具体的な手段を、特に「正当性のない戦争行為」を実行していると認定された主体に対してとることができる権能を与えるべきであると考えております。「具体的な手段」がどの程度の段階まで許されるべきか、という点に関しては議論の余地が多分にあるため、現時点では明確化はしません。

- 実効性を担保するため、既存の主要な国際関係は可能な限り尊重されるべきこと。

我が国は、単なる「多数派による少数派の圧殺」の場としてこの組織が機能することはふさわしくはないと考えておりますし、そのような、一部の「陣営」が他陣営に対する排斥のためにこの組織を利用することは、「根本理念」の 5 に反する事態を招くでしょう。

したがって、我が国は、国際社会における主要な経済同盟や安全保障条約の連関により形成される国際関係(言い方を変えれば「陣営」)について、全ての陣営が同意できるような「戦争の正当性」の判断主体が設けられるべきであると考えております。

現時点の「主要な国際関係」が具体的に何(同盟や安全保障条約の具体名)を指すか、については後に回したいと思います。なお、「主要な国際関係」として認定されうような関係が新たに出てきたのであれば、それはその通り考慮されるべきであると我が国が考えていることは今の段階で明言いたします。

- 「戦争の正当性」を判断するための根拠となりうるような、国際法の基盤を整備しうること。

現在進行形で起こっている国際的危機を解決する、ということが組織の最大の目的ですが、それは必ず十分な根拠に基づいて行われるべきであり、そのためには国際法の基盤が不可欠です。しかし、フリーゲルにおいてそのような国際法の基盤が整備されてきたとは言い難いと我が国は見なしております。例えば、「中立国に定められる義務」についてフリーゲルにおいては明確化がなされておらず、650 年のヴァノミス危機に際してノイエクルス連邦が招集した「非参戦国国際会議」において話し合われたものの結論は出ませんでした。このような国際法基盤を整備することも、本組織に定められた役目である、と我が国は考えております。

我が国としては、すでに確定している「根本理念」に付加すべき、上記のような、条約作成上の前提となる組織構造についての主張が各国から提示され、その中で形成される合意をベースに、実際に組織構造の案を作成したいと考えておりますので、各国からの活発な主張及びご意見の表明を期待しております。

カルセドニー

会議を開始いたしました。

ミルズ

まず何を決めるのですか？カルセドニー議長殿

カルセドニー

掲示板は確認されましたか？

ミルズ

ええ

カルセドニー

では、議長名義で提示した議事進行方法についてはご理解いただけましたか？

ミルズ

ええ

ただここでの下線のつけ方が分かりません

カルセドニー

あ……。たしかにそれはご存じない方もいるかもしれないですね。

-[u].....[/u]

この形式で発言してください。すると「……」の部分が下線付きになります。

ミルズ

[u]……分かりました[/u]

あれ？

[u]分かりました[/u]

カルセドニー

掲示板でっていう話ではなかったのか（勘違い

ミルズ

あ…掲示板でのやり方だったのですか…勘違いしていて申し訳ありませんでした

カルセドニー

Slack で下線つけるのはよくわからないので必要なら*で囲んでボードにでもしてください。

ミルズ

やってみます

カルセドニー

仮に、我が国の **主張** に対して、「この質問に対する回答いかんで賛成か反対かが変わる」という場合は、掲示板ではなくこちらでまず質問をしていただければよろしいかと思います。ある意味、こちらが「協議」会場、掲示板は「各国のスピーチ・ステートメント」を発表する場所である、と捉えていただければと。

カルセドニー

議長の提案した議事進行方向について、「異論がない」という方はこの発言に対して :投票箱: のリアクションを押していただけると助かります。

:投票箱:→カルセドニー、ローレル、フェネグリーク、ヘルトジブリール

ミルズ

異論がある場合はどうすればよろしいですか？

カルセドニー

できればまずここで述べてください。誤解などあればここで解決できますので。

ミルズ

分かりました

ところで「各国代表は、その発言の各部分に対して、「既存の主張に対する反対意見」「既存の主張に対する反論以外の意見」「新たな主張の提示」のいずれであるかを常に明確化する。」という部分ですがどのように明確化すればよいのでしょうか

カルセドニー

3 者のうちのどれであるか明言すればそれで構いません。ぼそっと呟いておいて、後から「あれは主張だ！誰も何も言わなかったから合意だ！」とか言い出されるのは困る、というのがその部分の趣旨です。

ミルズ

率直な意見ですがすごくスレッド枚数が長くなりそうですね

カルセドニー

まあそれはそうですけど、むやみやたらと長くせずに済むようにこの場所を用意したわけですので。今までの話を全部掲示板でやっていたらとんでもないことになってしまいますよ……。

ミルズ

もしここが使えない状況下に陥ったらどうすればいいのでしょうか

カルセドニー

どういった事態ですか？

ミルズ

bo-hako S L a c k が使えないという事態です

カルセドニー

「誰が」「なぜ」使えないという事態ですか？

ミルズ

「平和原則条約起草委員会を利用している国々の P L」が

「外出やその他の事由により S L a c k が使えなくなる状況に陥った場合」どのようにすればいいのでしょうか？

という質問です

カルセドニー

さすがに 1 週間ずっと使えないというのは想定していなかったんですが、もしそうなら掲示板だけで反応することは可能かと思っております。また、観光者通信や XOOPS の PM でほかの PL に連絡してくだされば、その PL 経由で対応は可能だと思っております。

ミルズ

了解しました

ご回答ありがとうございます

カルセドニー

ここはあくまで補助的な目的で、掲示板上に公開されていないことが「合意」にはならないような会議手続きを考えましたのでご安心ください。

ミルズ

ありがとうございます

カルセドニー

「合意」までに必要な待ち時間の長さ、もし 7 日以外が適正だとお考えの方がいらっしゃればご表明をお願いします。

引用 (general)

ミルズ

最初は 2 週間で様子を見てはどうでしょうか

理由を申しますと 1 週間だと（リアルで仕事が忙しい…あ土日飲み会だ…どうすればいいんだ！！）という悲劇が起こりえると思いますので

中夏

7 日もあれば十分だと思います。むしろそれ以上にすると会議全体が長くなりすぎて終わりが見えなくなる気がします。

カドレン

一週間は妥当な期間であると思います。

ギルガルド

同じく一週間が妥当かと

5 月 21 日

フェネグリーク

一週間が区切りとしてよいと考えます

ヘルトジブリアル

待ち時間 1 週間に賛成します。

普蘭

賛同いたします。

トルキー

賛成ならわざわざ賛成と言わず黙ってても他に賛成と言う国が絶対に居るから勝手に妥結されるやろ！
（日和見主義）

カルセドニー

少なくともこっちでは意思表示してくれた方が明快になるのでありがたいです……。

普蘭

トルキー攻め込んじゃお☆

トルキー

真面目な話、意見の分裂が起きておらず単独になっている案件で大量の”賛成意見”で掲示板が埋め尽くされるといえるのはいかなるものでしょう

意見が割れている場合の各国の意見表明の重要性は理解できますが、まだそうする段階ではなさそうだというのが率直な印象です

どこまでを掲示板に表すものかというのがいまいよくわかってないのもあります

もちろん私は少なくとも Slack では意見は表明するつもりです

待ち時間について特に何も言うことはない（賛成）として、現段階では特に反対意見もありますが、時間があるのでなにか疑問点がないか考えてみる段階ですかね

中夏

/poll "ほにゃららの案件" "賛成" "反対" "どちらでもないンゴ" "賛成の反対の反対なのだ"

こうしちまえば万事解決だろ！

カルセドニー

少し誤解を与えるような言い方をしてしまったかもしれません。掲示板上ではわざわざ「賛成」を明確化することを求めているわけではなく、「反対意見」だけを明確化することで「反対ないなら合意」という形を目指しているわけです。ただ、slack 上では何かしら発言していただいた方が、「賛成」なのか「まだ確認していない」のか分かるのでありがたい、ということです。

もちろん、中夏先生の提案のように投票を使うのも一案ですが、多数決は本委員会の議決方法として採用されたわけではなく（いずれ個別の案件に多数決を採用するにしてもそのことに対してはコンセンサスを取りたいと考えています）、また、反対意見には対案を付すことを期待している以上単に「反対」に票だけ入れられてもそれは議事進行に資さないと考えております。

中夏

うーんでも全会一致は現実的に考えて難しいと思いますよ？

カルセドニー

三行で要約すると

- ・ 掲示板で賛成は言わなくてもええで
- ・ slack では賛成もありがたいで

・単に「反対」だけ言われても対案がないと困るで

中夏

何かしら改正が迫られる案件で「現状維持」は対案に入りますか？

カルセドニー

改正とは？

中夏

たとえば組織的なものとか規約的なものとか

カルセドニー

基本的には、前提とすべき「改正前」のようなものは考慮してないので、**主張** に対して **反対意見** を述べていただくこととなりますが、その中で「**主張** のような組織や規定は不要である」というのは **反対意見** としてあり得ると思います。

:OK:→中夏

トルキー

把握しました この所長文を書く MP が謎の壊滅を起こしちゃってるので掲示板では基本静かになっててよいのは個人的にありがたいです:怪我:

各国が掲示板に書く必要があるような場面がもしありましたら告知いただければと思います（他力本願）

中夏

スマホからのログインがめんどくさいのでできれば掲示板の利用は少ないほうがいいですね

カルセドニー

もし、2つの案が並立してどちらを選ぶかで大激論、みたいな展開になったら掲示板でどちらを支持するか明確にしていた方がありがたいですね。

今のように特に反対意見がない場合は掲示板は文字通り「掲示」する場所になりそうです。

:OK:→中夏、トルキー、ヘルトジブリール、カドレン、ロムレー

普蘭

文句があるやつは討伐や！トルキー討伐や！

普蘭

【**普蘭合衆国代表**クルト・エーデン】

我々は、フリューゲル平和原則条約起草委員会「根本理念」およびカルセドニー社会主義連邦共和国代表が提示した4点の要件に関して全面的に賛同したい。

5月24日

ミルズ

新たな主張を執筆しようと様子見するミルズ

でも今は書けない（前提が可決しないと細かいところまで話が進まないはず）

カルセドニー

ここで先行して提示するのも一案やで

5月25日

ミルズ

「皆さんごきげんよう ミルズ皇国代表のケイン・フォン・マクレーンと申します

以後お見知りおきを

さて、我が国はカルセドニー社会主義連邦共和国が提案した、「フリーゲル平和原則条約に基づき形成される国際組織の権能及び形式」に関する同国の主張に関して既存の意見に関する反対以外の意見を述べたいと思います。

我が国は同国が提示した「戦争の正当性を判断する組織」4点の要件に加えさらにもう加筆されるべき要件があると考えています。

当該組織加盟国は円滑な連携と戦時の速やかな行動をとれるよう経済同盟を構築すること

幾ら迅速に戦争の正当性を判断したところで当該組織に「国際的な影響力」が無ければ単なる世迷言として国際社会は受け取るでしょう

これを防ぐためには「当該組織」に国際的影響力が無ければなりません

しかし今のまま条約が起草された場合実質的権能が戦争判断に関するものに偏る可能性があると我が国は考えています

仮にそうなった場合「戦争が起こった際に集まる組織」以上の存在にはなりえない可能性がありそうな場合他の「経済的につながっている国際的影響力が大きな組織」に取って代わられ結果的には根本理念に反する事態が起こる可能性も否定できません

さらに言えば貿易やその他の事案でつながっている国際組織に比べて「戦争判断だけを行う組織」というのは国際的にみても少々異質であると言えます。そこで加盟国同士による経済連携を行い「国際的影響力」を確保しつつ「有事」が発生した際円滑に行動できるよう経済同盟を構築するべきではないかというのが我が国の主張であります」

ロムレー

ミルズ代表の意見に対し、共和国は **反対** である旨通知します。反対理由は後程書面にて述べます。

カルセドニー

とりあえず、議長としてミルズ代表の意見は **主張** に相当するものとなるべきだと考えている旨お伝えします。カルセドニー代表としての意見は後述します。

レゴリス

レゴリス帝国もミルズ皇国代表の意見に対して反対するものである。詳細については後ほど述べるものとする

ヘルトジブリール

ミルズ代表の意見（主張）に対し、弊国は反対であります。その理由は以下のとおりです。

ミルズ代表は（フリーゲル平和原則条約に基づき形成される国際組織）にはカルセドニー代表が提案された4点の要件では「国際的な影響力」はないとされていますが「当該組織」はフリーゲルにおいて、様々な陣営を構成する主要国の大半を含んだ18ヶ国が参加しております。その様な組織が下した判断というのは十分に「国際的な影響力」があると考えております。

また、上記の点から同様に「当該組織」の判断は国際社会の反応に近いものであると考えております。

次に「国際的な影響力」の確保を目的とした経済同盟の構築に関してですが、「当該組織」は複数の軍事同盟や経済同盟などの構成国が参加しております。「当該組織」を経済同盟とすることは既存の主要な国際関係を破壊もしくは非常に複雑化させる危険性があり、実現は難しいでしょう。

ミルズ代表は「というのは国際的にみても少々異質である」と述べられていますが、カルセドニー代表の提案の中で

- ・組織が判断した内容について、実効性を伴わせるための行動を組織が実行できること。

として「正当性のない戦争行為を実行していると認定された主体に対してとることができる権能」が議論対象となっていることから、「戦争判断だけを行う組織」とはなりえないと考えております。

「当該組織」は既存の経済同盟や軍事同盟と同様の組織として立ち上げられたのではなく、参加する経済同盟や軍事同盟に関わらず、様々な国々がこれまで曖昧であった戦争の正当性明確化と平和の推進を目的として立ち上げられた組織であると考えております。

普蘭

普蘭合衆国はミルズ代表の意見に対し明確に反対を通知したい。

反対理由に関しては、ロムレー代表が後程述べるとしている書面に記載されている内容と同様のものです。

中夏

中夏人民共和国はミルズ代表の意見に対し明確に反対を通知したい。

反対理由に関しては、民明書房刊「ひこにゃんと学ぶ外交講座」を参照されたい。

トルキー

我が国はミルズ皇国代表の意見に **反対** します

理由としては以下のとおりです

1. 経済連携が国際的影響力を担保するものとは考えられないため。

現在この会議には多数の国家が参加しており、その会議を持って形成がされた新たな国際組織はその時点において「国際的影響力」を有しているものと考えられます。そして「経済同盟」が新たな組織に対し根本理念に沿った機能を持つことを保証するものであるのか、という点についても疑問があります。影響力とは当該国家への印象も含め広い面より他国の行動に影響を及ぼす"見えざる力"であり、そして国家間の貿易はその国同士の全面的な友好関係を意味するものではありません。すなわち経済的な繋がりとは国際的な影響力を担保するものではなく、新たな組織に経済同盟的な側面は必要ではないと考えます。

2. 多種多様な国家間における一貫性ある経済連携を構築することが困難であるため。

"国際的影響力"を有するための経済連携を考慮する場合、その経済連携には一定の一貫性が必要であると考えます。

そうしたなかで本会議を見るにあたり、本会議には前述した通り多数の国家が参加しており、その中にはそれぞれ異なる経済連携を含めた"陣営"の構成国が含まれています。また本会議に参加しない国家との間に貿易関係を結んでいる参加国も存在し、参加国がとっている経済体制は実に多種多様なものになっています。そうした状態より国際的に一貫性のある経済連携体制を構築することは非常に困難を極めるものと考えられ、またそれを強引に達成し形成された組織が結局として正当な「国際的影響力」を持ちうるか、という点については疑問を呈さざるをえません。

3. 「戦争判断のみの組織」になり得る可能性があるとは思われないため。

現在既に多くの国より支持を得ていると考えられるカルセドニーの4要件の草案においては「国際法の基盤を整備しうること」が求められており、この草案に基づいた組織は単なる戦争判断のみに留まらない国際的な連携体制を持ちうると思います。そのためミルズ皇国代表の懸念する「戦争判断だけを行う組織」になり得る可能性はカルセドニー提出の4要件によって否定されるものと考えます。

以上3つの理由より本会議により構築される新たな国際組織は経済同盟的な性質を持つものではなく、またミルズ皇国代表の懸念する事項についてもあたらないものであると考えます。

5月26日

カルセドニー

我が国はミルズ代表のご提案のうち「加盟国同士による経済連携を行い『国際的影響力』を確保しつつ『有事』が発生した際円滑に行動できるよう経済同盟を構築すべきではないか」という主張に対して **反対** する旨表明いたします。その理由については既に複数国の代表が述べられた通り、全く様々な国際

社会における基盤を有する各国が「経済同盟」を構築することは現実的でも実用的でもないと考えためであり、これについて詳細な説明は省略したいと思います。

一方で、ミルズ代表の仰られた「経済連携」とは極めて多様な事柄を含有する広い概念であり、その中には我が国が述べたような「国際法基盤形成」に分類されうることがあると指摘したいと思います。例えば、「定期貿易の停止に際しては連絡なく輸送を停止するなどせず、相手国に対して必ずその旨通告する」という取り決めを考えると、これを条約化して国際法の基盤とすることはある種の「経済連携」ではあるが、この組織に求められる中に含まれることである、と我が国は考えております。すなわち、我が国は「経済連携」について、**『戦争の正当性』を判断するための根拠となりうるような、国際法の基盤を整備しうること**という文脈に含まれる限りにおいては限定的に認められうるものであると考えております。

加えて、ミルズ代表が仰ったような「戦争判断のみの組織」に陥りかねないという指摘について、我が国としては「国際法の基盤の整備」という第 2 の枠組みの存在から完全には当てはまらないものの、ここから 1 つの重要な指摘がなされうものと感じました。つまり、我が国の提示した組織の役割において、現在進行形の個別の国際的危機への対抗は「戦争の正当性判断」に限定されています。「戦争」というのは宣戦布告が行われた状態のことですから、この組織が「宣戦布告が実際に行われるまで個別案件に対してなんらアクションを行えない」ことになりかねない、と捉えることが可能であると思います。これは好ましいとは言えず、**その前段階である外交的対立、いわゆる「紛争」状態に対しても組織に対応を行う権能を付与すべき** であると考えられます。但し、宣戦布告という明白な対立関係の出現を待たない「紛争」の解決に向けた組織の活動は、その諸国間関係への過剰介入を避けるため、**少なくとも一方の紛争当事国が組織に対して仲裁を要請した場合に限るべきである**、とも付け加えさせていただきます。

トラハト

我が国はミルズ代表の提案に対し **反対** いたします。反対理由はヘルトジブリー代表が論述しているものとほぼ同様なので省略させていただきます。

ガトーヴィチ

カルセドニー代表の意見に同じです。（ミルズ代表の主張に **反対**）

レゴリス

後ほど公開予定とした反対意見の詳細について、既に他の代表らが我が国と同じ主張をされている為これを省略いたします。

カドレン

わが国はミルズ案に**反対**いたします。

既に複数の経済同盟が存在する中でさらに経済同盟を結成することは、掛け持ちによる矛盾や議論の複雑化を招く恐れがあると考えます。

レゴリス

また、カルセドニー代表が仰られた「紛争状態に対しても組織に対応を行う機能を付与すべき」という意見についてですが、これについては我が国としても賛成するものであります。

適用要件としての「一方の紛争当事国が組織に対して仲裁を要請した場合に限るべき」にも同様であります。

フリューゲルには宣戦布告が無いものの外交的対立、いわゆる紛争状態に至った事案が多数あるのも事実であり、今までは第三国の列強が介入してそれを解決してきました。

来るべき組織にそれを代替させることによって、組織の明確な立ち位置を国際社会に示すことも出来ますし、稚拙な紛争状態に対する抑止力ともなり得ましょう。

一方でその抑止力の過剰な行使は国際社会への組織の反感を生む可能性が強く、その点を考慮した適用要件は必ず設けるべきであり、その点についてカルセドニー代表が仰られた案が妥当だと考えます。

ローレル

ミルズ代表の主張に反対いたします。

各国経済の依拠する基盤が異なる前提を無視しており、抜本的な再提案によらない限り修正も困難であると考えます。

中夏

ミルズ代（以下省略）

普蘭

各国の意見を踏まえ、ミルズ代表による再度の発言を求めたい。

ロムレー

既に複数の論点からミルズ代表の主張に関する詳細な反論がなされており、レゴリス代表と同じく省略しても構わないとも考えられるが、念のため、まず、ミルズ代表の主張文（意見）に関して、共和国の立場から見て事実誤認あるいは論理の飛躍と判断されるものについて理由を説明する。

>幾ら迅速に戦争の正当性を判断したところで当該組織に「国際的な影響力」が無ければ単なる世迷言として国際社会は受け取るでしょう

ヘルトジブリール代表・トルキー代表の説明するように、主要国の大半を含む 18 ヶ国が参加する組織による判断は十分に影響力を持つと考えられる。

>しかし今のまま条約が起草された場合実質的権能が戦争判断に関するものに偏る可能性がある和我が国は考えています

おっしゃるところの「戦争判断」に関する「実質的権能」の意味が不明瞭である。

>仮にそうなった場合「戦争が起こった際に集まる組織」以上の存在にはなりえない可能性があり

トルキー代表の説明するように、本組織は国際法の基盤整備において大いに資するものであって、「戦争

が起こった際に集まる組織」以上の意義を持つと考えられる。

>そうなった場合他の「経済的につながっている国際的影響力が大きな組織」に取って代わられ結果的には根本理念に反する事態が起こる可能性も否定できません

仮定に仮定を重ねる形式となっており、可能性の低い推論である。

>さらに言えば貿易やその他の事案でつながっている国際組織に比べて「戦争判断だけを行う組織」というのは国際的にみても少々異質であると言えます。

国際組織としての性質が異質であるのは、既存の国際組織では解決できない状況に対処すべく設立される組織であるから当然である。

むしろ同質であれば既存の組織が抱えるのと同じ問題と呼び込むことになり、18ヶ国の参加国が同意しうる「経済同盟」の困難性についてはヘルトジブリー代表・トルキー代表の説明の通りである。

>そこで加盟国同士による経済連携を行い「国際的影響力」を確保しつつ「有事」が発生した際円滑に行動できるよう経済同盟を構築するべきではないか

前段と同じく、ヘルトジブリー代表・トルキー代表の反論にあるように、経済同盟化することは困難であり、ミルズ代表の求める「国際的影響力」をむしろ毀損すると考えられる。

全体として、ミルズ代表には、「なぜ既存の国際組織の拡大ではなく、起草委員会の設立による新体制の構築が目指されており、それに18ヶ国もの参加国が現れたのか」ということに関する理解が不十分であり、その齟齬がミルズ代表の見解を基本的な論調を諸国の理解から極めて逸脱したものとしているということが共和国としての所見である。

以上で、共和国のミルズ代表に対する反論とその理由説明を終える。

なお、カルセドニー代表の主張する、『戦争の正当性』を判断するための根拠となりうるような、国際法の基盤を整備しうる」という文脈に含まれる限りにおいては「経済連携」が限定的に認められうるという見解については、共和国は **賛成** する。

同じく、カルセドニー代表の提案する、「少なくとも一方の紛争当事国が組織に対して仲裁を要請した場合において、「紛争」状態に対しても組織に対応を行う権能を付与すべき」という提案については、共和国は **肯定的立場** であるが、これについては今後の議論の進展を待ちたい。

トルキー

カルセドニー代表の「その前段階である外交的対立、いわゆる「紛争」状態に対しても組織に対応を行う権能を付与すべき」については **主張** という形になるのでしょうか？

カルセドニー

はい、後ほど掲示板上で正式に **主張** を行うつもりです。

普蘭

ミルズ代表の発言はまだか

カルセドニー

焦らずとも今日中には来るのでは……。

ミルズ

三行でよろしいですか

カルセドニー

いいんじゃないでしょうか？

ミルズ

我が国は下記 2 点の理由から自国の主張に関して**反対**であることを表明いたします

1 弊国の主張に関して反対意見が過半数を占めたこと

2 弊国の主張の根幹である「加盟国同士による経済連携を行い「国際的影響力」を確保しつつ「有事」が発生した際円滑に行動できるよう経済同盟の構築」という目的は達成困難であること

ギルガルド

ギルガルド社会主義共和国代表ボリス・オコナー

ギルガルド本国からの連絡を受け、発言させていただきます。

【「戦争の正当性」に関して迅速な判断を行える事】

我が国からの提案として、旧世界の国際連合に於ける安全保障理事会の様な組織の設置(Slack)を提案します。仮に組織の名を条約委員会として、我が国の提案する条約委員会の概要を以下に羅列致します。

- ・条約委員会はフリューゲル平和原則条約に調印している国家によって構成される。
- ・構成国は 6 か国とし、任期は 4 年(144 ターン)とする。連続での構成は認めない。(2 期連続、8 年間など)
- ・構成国はフリューゲル平和原則条約に調印している国家の中から、調印している国家の推薦または選挙によって選ばれる。
- ・条約委員会内部での議論は原則的に公開されなければならない。

我が国の提案は以上です。仮に条約委員会と呼んでいる組織がどのような権能を有し、調印各国に対してどのような事が行えるのかは、議論の余地が多分にあり我が国からの提案は控えさせていただきます。

【組織の判断した内容について、実効性を伴わせるための行動を組織が実行できる事】

カルセドニー代表の言う通り、条約が空文化するのは避けねばなりません。何等かの実効性の伴った行動、より具体的に言えば「正当性のない戦争を行う主体」に対しての「制裁」は必ず必要だと考えます。その制裁が経済的制裁に限られるのか、軍事的制裁も含むのかは議論の余地があります。

我が国としては軍事的制裁も含めた制裁行動を可能とすべきだと考えます。

但し、無暗矢鱈な軍事介入はフリーゲル平和原則条約の根本理念に則っているとは思えません。また、正当性のない戦争を行う主体と対する主体との協議も必要になりましょう。

よって、**軍事的な制裁に関しては最終手段として、調印各国全ての同意かそれに類する何かが無い限り行うべきではない**と考えます。

経済的制裁は正当性のない戦争を行う主体とこれまで貿易を行ってきた主体にも混乱を呼び込みかねません。正当性のない戦争を行う主体から輸入していた物資などの調達が目途が立たないまま、無理に貿易を止めてしまうと関係の無い主体経済にまで打撃を与えてしまう事になるでしょう。

経済的制裁は調印各国やその他の主体に対する勧告に止め、決して強制させるべきではないと考えます。

【実効性を担保する為、既存の主要な国際関係は可能な限り尊重する事】

我が国は既存の軍事、経済同盟、或いはそれに類する**陣営の代表を全て集めた、非常設の連絡会議(Slack)**の設置を提案します。常設、非常設は議論の余地があるかと思います。

【「戦争の正当性」を判断するための根拠となりうるような、国際法の基盤を整備しうる事】

何を以て正当性のある戦争とするかは非常に難しい所だと思います。我が国としては、建国からの歴史も浅く外交の歴史も同様に浅い為、明確な条文とうを提案する事は出来ません。我が国からの主張はただ一つです。**自衛の為の戦争を認めるべき**と言う一点のみです。

我が国のみならず各国にあっても、貿易によって国を立ち行かせていると思います。しかし、仮にその貿易が止まったら国は崩壊するでしょう。そういった何らかの要因で自国が減ぶ前に、自国を守る為存続させる為の手段の一つとして戦争行動は残されるべきと考えます。

ギルガルド

ギルガルド本国からカルセドニー代表の提案に対する提案及び発言が通知されました。

ミルズ皇国の提案に対しては反対です。以上です。

普蘭

自国の主張に反対であるとは一体どういうことか？

これはセニオリス代表が FENA 総会で普蘭を非難しながら、政府の意思ではないと戯言を述べたことに類似していると考える:プリプリ:

発言内容には責任を持つべきである:プリプリ:

中夏

:アヒャヒャ:

5 月 27 日

カルセドニー

【カルセドニー社会主義連邦共和国代表ユハル・ツァボライト】

我が国が提示した4点の主張について、各国より明示的な、もしくは暗黙の了解を示していただき、これらが合意をなし得るような内容となったことを受けまして、我が国が考えております、「戦争の正当性を判断する組織」の概形を次に示します。

- 組織は、「戦争の正当性」に関する個別的な判断を決定できる理事会を有する。理事会は別途定める公正な基準で選出された理事国が構成する。

個別の、現在進行形で発生している国際的危機に対して「戦争の正当性」に関する判断を下す組織には迅速な行動が求められている、ということをご理解いただけたものと思います。そのため、少数(8から10か国程度を想定しています)の理事国による理事会が、その任を担うべきであると考えております。

また、理事会の議場は基本的に国際会議場(bo-hako.slack)において実施されるべきであると考えております。その理由は以前「戦争の正当性」に関して迅速な判断を可能とすることを主張した際に述べた通り、国際会議場(掲示板)における長々とした議論は不適切であると考えているためです。

- 理事会は「既存の主要な国際関係」を代表する「同盟理事国」と、複数の国からその地位が認められる「一般理事国」からなる。

「既存の主要な国際関係を尊重する」ことの必要性について合意が得られたことを受け、理事会には常に「既存の主要な国際関係」をそれぞれ代表する主体が必ず1ヶ国は在籍していることが必要であると述べさせていただきます。一部の「陣営」が理事会から締め出されるようなことはあってはならないことでしょう。理事国の任期はいずれも10年が妥当であると考えておりますが、この点については議論の余地があると考えています。

- 一般理事国は、5ヶ国の推薦を受けた国家が務める。

「陣営」を代表せずとも、複数の主権国家からその「戦争の正当性」を判断する主体として適切であるとみなされている国家が存在することは疑いなく、それらの国家もまた理事会に籍をおくことが望ましいことと思われます。複数の国、がどの程度であるかは議論の余地があるところですが、我が国としてはおおむね5ヶ国程度がその適切さを認める国が「一般理事国」としての地位を得ることが妥当であると考えています。

任期ごとに各理事国は「5ヶ国の推薦を受けている」という条件を満たしているか確認され、推薦国が消滅している、推薦国がその推薦を取り消しているなどの理由でこの条件を満たさなくなった時点でその地位を失う、という形になるものと思います。但し、任期切れ直前の推薦取り消しなどの行動は理事会に混乱を生じさせるため、任期が10年なら「推薦先を変更するためには任期切れの5年前までに意思表示を必要とする」などの規定を設けるべきであると考えています。

- 理事会の意思決定は、理事国による多数決によるが、法的拘束力を有する決定には加えて「同盟理事国」すべての同意を必要とする。

理事会は戦争の仲裁のための勧告、「正当性なき戦争行為」の停止のための決定の両者を行える組織になるものと考えております。その、「正当性なき戦争行為の停止」は場合によっては実力行動(前回合意された組織が判断した内容について、実効性を伴わせるための行動を組織が実行できることに相当します)を伴う措置になる可能性があり、そのような措置については「主要な国際関係」を代表する存在である同盟理事国が無視されることは非常に危険だと思われます。事実上陣営の名代として出席している「同盟理事国」は、その陣営全体の安全保障のための責任を有しており、それにふさわしい権限が付与されるべきであると考えています。

また、根本理念に含まれる「条約の実効性」の観点から見ても、かなりの多数国が含まれる「陣営」の意見を無視した決定が行われることは、その陣営の組織からの離反を生じさせ、結果として「条約の実効性」が失われることになる、という懸念があると考えられることを理由として挙げることができます。

- 国際法の基盤を整備するための機関として、組織は総会を有する。

先に述べた、「戦争の正当性」を判断するための根拠となりうるような、国際法の基盤を整備しうること果たすために、組織

は国際法を制定するための総会を有するべきであると我が国は考えております。総会は緊急性を要する国際危機への対応策を決定する手段ではないことから、こちらは議場を国際会議場(掲示板)とし、全ての国が意思決定に携われるようにすることに何ら問題はないものと考えております。

- 種々の事務作業を行うための機関として、組織は事務局を有する。

これについては自明でしょう。総会や理事会が決定した事柄について、国際社会に周知することや、特に総会において議場の混乱を避けるために議事進行を行う人員を提供することを果たす機関として、事務局が設置されるべきことは明かです。

また、「戦争の正当性の判断」という文脈に理事会の業務を限ることは「戦争の発生」、すなわち宣戦布告が実施された段階に至るまで、理事会が具体的な活動を何ら行えないことになりかねず、それは好ましくないと考えること、平和構築においては戦争が実際に生ずる前の段階で対応が必要な場合が十分ありうることから、我が国としては以下のような主張を理事会の業務として追加で提案します。

- 理事会は、戦争の発生には至っていない紛争状態に対して、当該の紛争の当事国あるいはそれにより重大な影響を受けうる第三国の要請に基づき紛争の解決のための活動を行うことができる。

これは、理事会に対して紛争を仲裁するための役割を与えるもので、戦争の勃発を阻止し、フリーゲル平和を維持するための重要な業務である、と我が国は考えております。当初、紛争状態に対する仲裁を行うことができるのは**紛争当事国による要請**を必要とする、という案を我が国は検討しておりました。しかし、紛争による影響は当事国にとどまらず、第三国に対しても直接的、あるいはフリーゲルの安定性の喪失という形での間接的なものもあり、また、どこまでが「当事国」であるか判断が難しいような事例がありうることを考慮し、要請の主体を「当事国」に限ることはやめ、「影響を受けうる第三国」にもその主体たる資格を付与することが適当であると判断しました。

カルセドニー

【カルセドニー社会主義連邦共和国代表ユハル・ツァボライト】

続いて、ギルガルド代表の発言に対する我が国の見解を、特に我が国の提案との共通点、相違点に関してを中心に述べさせていただきます。

- 旧世界の国際連合に於ける安全保障理事会の様な組織の設置(Slack)

これについては、我が国も基本方針としては同意します。ただ、旧世界とフリーゲルの戦争に関する国際法解釈の差異には注意が必要であると考えています。旧世界においては基本的に禁止されていた戦争行為ですが、フリーゲルにおいては**国家主権の発動としての戦争は禁止されてはいません**。したがって、旧世界の国際連合安全保障理事会とまったく同様の権限を組織に与えることは困難であり、具体的な権能については明確化が必要となります(ギルガルド代表も権能に関して議論の余地があることは認めていると思います)。我が国の提案も、その具体的な権能に関する1つの案です。

- 条約委員会はフリーゲル平和原則条約に調印している国家によって構成される。
- 構成国はフリーゲル平和原則条約に調印している国家の中から、調印している国家の推薦または選挙によって選ばれる。
- 条約委員会内部での議論は原則的に公開されなければならない。

これら3点については、我が国の提案とも何ら矛盾しませんし、必要な原則であると思います。我が国はこれらの提案に賛成いたします。

また、「選挙」を実施するのは運営上の負担が非常に大きいと予想されることから、構成国は推薦によって選出されるべきであると考えております。推薦方式の具体案は先に我が国が行った提案をご確認ください。

なお、「条約委員会・構成国」という名称については我が国の提案では「理事会・理事国」という名称を採用しており、この点については議論の余地があると思いますが、現時点でいずれかに決定する必要がある事柄には当たらないと判断します。

- 構成国は6か国とし、任期は4年(144ターン)とする。連続での構成は認めない。(2期連続、8年間など)

これに対しては、我が国としては明確に**反対**いたします。構成国が4年(現実時間24日間)という短いスパンで全面的に入れ替わることは、時期による理事会(ないし条約委員会)の意思決定機能、その内容について大きな差異が生じかねず、場合によっては特定の陣営を代表する国家ばかりがその理事国(構成国)となっている瞬間が生じかねないと思われます。あるいは、「戦争の正当性を判断する主体」としてふさわしいとみなされうる国家がすべて再選制限のために理事国になれないことが生じうる、というのは、理事会に対する信頼、ひいては条約の実効性に対して懸念があります。なお、484年に開催されたフリュエゲル国際連合設置会議においてもこの点は議論されておりますが、再選制限については投票の結果大多数が連続選出を可と認めたことにより**否定**されています。

- 我が国としては軍事的制裁も含めた制裁行動を可能とするべき
- 軍事的な制裁に関しては最終手段として、調印各国全ての同意かそれに類する何かが無い限り行うべきではない
- 経済的制裁は調印各国やその他の主体に対する勧告に止め、決して強制させるべきではない

これらについては、組織の実力行動に関して現時点で議論を行うと議論が発散し、流れを追うことが困難になるのではないかと理由から、現時点では保留するべきであると考えております。これは、現時点では**合意**に至るべきではないという意味ですので、これらの**主張**に対する**反対意見**です。ただし、我が国はこれらの個々のご意見に対して全て反対であるというわけではありません。単に議論を後に回したいと述べているにすぎませんので、その点ご理解をお願いします。

- 陣営の代表を全て集めた、非常設の連絡会議(Slack)の設置

これは、この「連絡会議」が具体的にどのような権能を有しているかが不透明ですので、設置されること自体は構わないとは思いますが、組織の中でどのような役割を果たすのか明確化をお願いしたいと思います。

なお、我が国としての「既存の国際関係の尊重」の在り方については先の**主張**内で述べた通り、理事会に対する同盟理事国の派遣、及び理事会の意思決定に対するそれら同盟理事国の確実なコミットが必要であると考えております。

- 自衛の為の戦争を認めるべき

完全に**同意**します。個別のおよび集団的自衛権は本条約において否定されるべきではなく、当然認められるものと考えています。また、集団的自衛権の承認は「既存の国際関係」に集団的自衛権の行使を表明する組織(軍事同盟、安全保障条約)が含まれていることから、その方向性からも確認されることであると思われます。

- 自国を守る為存続させる為の手段の一つとして戦争行動は残されるべき

これはその通りであると思うのですが、「自国を守る為存続させる為の手段」としての戦争は最終手段であり、他に方法がないことを受けて実行されるべきでしょう。つまり、最終手段として実行される戦争こそが「正当性を有する戦争行為」であり、ほかに手段がなかったかどうかを判断する根拠の形成が今回の条約において求められている、というのが我が国の立場です。これは自衛権とは若干異なる議論であると思います。

現時点で我が国から言えることは、**正当性を有するものを含めたあらゆる戦争行為の一律の禁止は検討していない**ということです(これは旧世界の国際連合とは異なる立場です)。

カルセドニー

先の4点の提案が **合意** に至ったことを受け、組織構造について我が国から提案するとともに、ギルガルド代表の **主張** に対する我が国の見解を述べさせていただきました。

中夏

:うんち:

※カタルシア代表参加

6月3日

中夏

:重量挙げをする男性::肌色・6:

6月4日

カルセドニー

【国際交易協力機構事務局長トキア・クリストパライト】

カタルシア王国代表のご参加を受け、本起草委員会への参加国は19ヶ国となりました。

さて、一旦議長より議論をまとめさせていただきます。現時点で挙げられている論点は以下の通りです。

ページ内コンテンツ

「戦争の正当性」を判断する機関

「戦争の正当性」に関して迅速な判断を可能とすること及び実効性を担保するため、既存の主要な国際関係は可能な限り尊重されるべきことという主張のもと、機関の形式について以下に示すようなものが挙げられました。

- 機関の大枠(機能)について
 - 旧世界の国際連合に於ける安全保障理事会の様な組織の設置(Slack)(ギルガルド)
 - 組織は、「戦争の正当性」に関する個別的な判断を決定できる理事会を有する。(カルセドニー)
 - 理事会は、戦争の発生には至っていない紛争状態に対して、当該の紛争の当事国あるいはそれにより重大な影響を受ける第三国の要請に基づき紛争の解決のための活動を行うことができる。(カルセドニー)
- 機関の構成国/理事国の選出基準について
 - 条約委員会はフリューゲル平和原則条約に調印している国家によって構成される。(ギルガルド)
 - 理事会は別途定める公正な基準で選出された理事国が構成する。(カルセドニー)
 - 構成国はフリューゲル平和原則条約に調印している国家の中から、調印している国家の推薦または選挙によって選ばれる。(ギルガルド)
 - 理事会は「既存の主要な国際関係」を代表する「同盟理事国」と、複数の国からその地位が認められる「一般理事国」からなる。(カルセドニー)
 - 一般理事国は、5ヶ国の推薦を受けた国家が務める。(カルセドニー)
- 機関の意思決定について
 - 理事会の意思決定は、理事国による多数決によるが、法的拘束力を有する決定には加えて「同盟理事国」すべての同意を必要とする。(カルセドニー)

- 機関の情報公開について
 - 条約委員会内部での議論は原則的に公開されなければならない。(ギルガルド)

国際法の基盤を整備する機関

「戦争の正当性」を判断するための根拠となりうるような、国際法の基盤を整備しうること。という主張のもと、機関の形式について以下に示すようなものが挙げられました。

- 国際法の基盤を整備するための機関として、組織は総会を有する。(カルセドニー)
- 種々の事務作業を行うための機関として、組織は事務局を有する。(カルセドニー)

組織の実力行動(制裁)について

組織が判断した内容について、実効性を伴わせるための行動を組織が実行できることのみが現時点で合意を形成していますが、具体的な内容については議論が進んでいないものと議長としては認識しています。

その他

ギルガルド代表より、次の2点が組織の活動に対する留保として示され、合意に至ったと認識しております。

- 自衛の為の戦争を認めるべき
- 自国を守る為存続させる為の手段の一つとして戦争行動は残されるべき

以上の議事の経過を踏まえ、国際交易協力機構事務局より条約草案を作成します。但し、実力行動については議論が進んでいないため、現時点では条文を提示せず、「理事会」「総会」「事務局」に関する条文をベースに作成したいと思います。

事務局は条約草案を現実時間6月8日頃に提示します。

カルセドニー

フリューゲル国際連合憲章草案です。正式に掲示板に挙げるのは掲示板上で議長が述べた通り6月8日ですが、こちらでは貼ってしまいますので、8日までこちらで草案ベースの議論をしたいと思っています。ところどころ条文番号が飛んでいるのは察してください()

(草案のファイルを貼る)

中夏

:放送禁止用語:

カルセドニー

一番議論が遅れているところなので各国のご意見を伺いたいのですが、「経済・軍事制裁」についてはど

の程度の権能が「国連」に与えられるべきだとお考えでしょうか。

中夏

:国連の旗:

トルキー

我が国としては最も重大なケースにおいて

経済制裁：関係各国と当該国との間の定期貿易の停止勧告

軍事制裁：軍事施設などを対象にした爆撃を行う多国籍軍の結成呼びかけ（"国連軍"ではない）

までの機能が与えられるべきと考えます

経済制裁については定期貿易の停止によって当該国家の暴走を物理的に止めさせるべき、というのがその大本の考えになります

しかし非国連加盟国が複数存在する（ことになるだろう）フリーゲルの状態から国連だけの行動では限界があり、国連に留まらない全世界を巻き込む形で物流を断つべきだ、という考えのもと"勧告"としました。

また実際に定期貿易を停止するかは勧告を受けた各国の良心に基づいた判断に委ねることで予想される国連への批判をある程度抑え込む、という思惑もあります。

軍事制裁についても概ね同様です。ここで国連軍の結成ではなくあくまで多国籍軍としたことには2つあり、一つはそうした制裁に移る実際の組織について私にはビジョンを描けなかったという本末転倒なもの、もう一つは非国連加盟国の参加を妨げたくないというものになります。

なおこの考えは未完成のものであるためあくまで"PL"として考え"に留まり"国家の一意見"の域に達してないことご容赦ください。

中夏

:ゴリラ:

6月5日

カルセドニー

経済制裁に関する我が国の意見としては、「正当性のない戦争」を行う国へ砲弾やその原料などの物資を輸出することは事実上その戦争行為に加担しているとみなされるため、その停止を法的拘束力のない「勧告」に頼るのは国連が形骸化する可能性がある、というものがあります。

最低限、軍需物資の禁輸措置に関しては（加盟国の間だけでも）強制力の伴う決定が可能であるべきではないでしょうか。

軍事制裁については、当初案では国連軍の設置も考えてはいましたが、「正当性のない戦争行為を行う国」を攻撃する有志連合に対して安保理がそのお墨付きを与える、という形が現実的なら、そのような形でも異論はありません。

中夏

:ロケット::早送りボタン::プリプリ::バツ:

:平和のハト::早送りボタン::にやり::赤丸_太字:

6月7日

【トルキー社会主義共和国代表エジェ・セキ】

トルキー社会主義共和国を代表し、私、外務大臣政務官エジェ・セキが述べさせていただく。

我が国からは「組織の実力行動(制裁)」について組織の持ちうる機能の面より提案を行う。

現状この分野に関する議論はほとんど進んでいないが、一方で多分に議論の余地が存在する分野でもあると考えており、我が国の提案よりこの分野に関する議論が活発になることを期待したい。

便宜上、以下ではこれら実力行動の対象となる国家・組織を「当該国」と表す。

- 組織の当該国に対する実力行動は経済的、軍事的の二面から取られ得る。

我が国はこれら実力行動の意義は第一には「行動について当該国の問題認識と自省を促す」ことにあると考えている。

往々にして問題が生じた国家は対話や交渉が通じない場面が多く、半強制的な力を新たな組織に持たせることで効率的に当該国による問題を解決に導くことが可能になると確信している。

その力を及ぼす方法については多種多様に考えられるが、我が国としては大枠の方向性、もしくは原則としてこの二面から考慮することが望ましいと考えこのように提案する。

以下ではそれらのより具体的な手法について我が国から提案を行うものである。

- 経済的実力行動として、組織は国際社会に向け関係各国と当該国との間の定期貿易の停止を勧告できる。

新たな組織は新たに参加を表明したカタールシア王国を加え 19ヶ国というかつて無いほどの大所帯の組織になろうとしているが、これらは今だフリューゲルに存在する全国家を包括するものではない。

故に当該国へ経済制裁を課す場合において、組織の関係国のみでの行動ではその効力に限界が生じることは明白であろう。

そこで新たな組織では大所帯による国際合意が形成し得るという特徴を利用し、国際社会全体に於いて「当該国との物流に問題への加担行為と見なされ得る」といった雰囲気を作り出す国際社会に向けた"勧告"を行う力を付与することを提案する。

組織が効果的に経済的実力行動を行いうるための手法として、このような国際社会を巻き込む形の取り組みは必要不可欠であると考え。

なお具体的な品目などより実務的な部分に関しては後の議論、あるいは実際の制裁の場における決定に委ねられるだろうと考え、ここでの明確な言及は行わないこととする。

- 軍事的実力行動として、組織は当該国への攻撃を行う多国籍軍の結成を呼び掛けできる。

軍事的実力行動はいわば組織が当該国の問題の最終的解決を行う究極の手段であるが、我が国からは実際の行動についてはあくまで組織自体ではなく有志らが結成する多国籍軍に委ねる形を提案する。

前述の通り、新たな組織は大所帯ではあるがフリューゲルの全国家が関係するというものではない。一方で当該国に対し問題の解決を望む姿勢は非加盟国との間にも共有しうるものであり、また解決にあたっては組織の枠組みを超える形である方が健全であることは言うまでもないことだろう。

しかし組織自体の行動においてはそうした国家の協賛が妨げられてしまい、行動の実効性が損なわれてしまう懸念が存在す

る。

そこでそれら国家の協賛を歓迎できるようにすることで、組織との関係の有無に関わらず国際平和を求める姿勢をあらゆる国家と共有しようになると考える。

また軍事的実力行動に関して我が国より以下の一点をその運用に対する留保とする旨提案したい。

- 組織の軍事的実力行動は、問題解決の最終手段であってそれ以外の問題解決の試みを放棄してはならない。
組織の実力行動は問題の解決を目的としたものであり、あらゆる試みを行わずしてなされた軍事的実力行動に「正当性」が伴うかについて我が国は疑問を呈さざるを得ない。
新たな組織の賛同各国は正当性のない戦争行為を禁ずる「根本理念」を共有している。
「戦争の正当性」については個々の事象にもよってその判断が異なるものになり得ようが、組織自体が正当性のない戦争行為を行ってしまうと本末転倒である。
軍事的実力行動は最終手段に留めなければ、組織自体の実効性が危ういこととなりかねないと我が国は考える。
またこの理念を持つことで、組織全体にそれ以外のオプションによる解決の努力を促す効果が生まれることを同時に期待したい。

トルキー

主張 を行いました。回らない頭を無理やり動かし今日中にやろうとしたため何か失敗が起きてるかもしれませんが、もしあればそれは寝て起きてからとします…

6月8日

カルセドニー

ミルズ先生の general の発言ですが、少々誤解があるようなので後ほどわたしから説明したいと思います。

<https://bo-hako.slack.com/archives/C6JFZ3X99/p1559978903140900>

引用 (general)

ミルズ

ちなみに出そうと思っていた主張部分です

一般理事国は、5ヶ国の推薦を受けた国家が務める。

この主張については概ね賛成ではありますが懸念があるため反対とさせていただきます

カルセドニー代表は当該の主張の中で【任期ごとに各理事国は「5ヶ国の推薦を受けている」という条件を満たしているか確認され、推薦国が消滅している、推薦国がその推薦を取り消しているなどの理由でこの条件を満たさなくなった時点でその地位を失う、という形になるものと思います。但し、任期切れ直

前の推薦取り消しなどの行動は理事会に混乱を生じさせるため、任期が 10 年なら「推薦先を変更するためには任期切れの 5 年前までに意思表示を必要とする」などの規定を設けるべきであると考えています】と主張していますが、
我が国といたしましては「一般理事国は任期とされる年数の半年期〈10 年なら 5 年目の 1 月上旬から 12 月下旬まで〉を「認証期間〈仮〉」とし
推薦の有無を確認し推薦が 5 か国に満たない国は満期を以てその地位を失う」のようにすべきだと主張します。

理由は「組織の混乱を防止するため」であります

先ず、推薦可能な時期を明確にしておかなければ「我が国は某国を組織一般理事国に推薦いたします」と言った十日後（一期後）に「我が国は某国の推薦を取り消します」といったことが可能になり、また国際談議場でのログ確認にも支障が出るのが予想されます。

そのような状況では意見確認に要する時間が増大し本来の責務である「重大事態に対する迅速な対応」を行うことが難しくなる可能性もあるため纏まった時期に意見表明期間を設定することで混乱を防止するという目的が挙げられます

さらに【推薦の有無を確認し推薦が 5 か国に満たない国は満期を以てその地位を失う】とする理由としては「理不尽な解任の防止が挙げられます

仮に当該案のまま議論に移ると、推薦国に不利な決定が理事会で行われる場合【反対しなければ推薦を取り消す】という手段を推薦国側がとる可能性があります。そうなった場合当該案では即座にその地位を失うことになりかねません

そのような手段をとれる状況に置くことは結果的に少数の国での専横を招き平和原則条約が空文化する恐れもあることから安全期間を設け一般理事国からも意見を引き出すことを容易にするという目的の下このような主張を行いました

カルセドニー

遅くなりました。ミルズ先生のご意見に対する我が国の見解です（ミルズ先生の発言が PL レベルなのでこの発言も PL レベルです）。

一言で言いますと、我が国の発言のミルズ先生が引用された部分において、我が国が主張しようとしていたことは **ミルズ先生のご提案とほとんど同じです**。

我が国が想定している一般理事国選出の過程は次の通りです（任期は 10 年と仮定し、851 年と 861 年に理事国の交代が行われるケースを例示します）。

①～845 年 12 月下旬

851 年～860 年まで一般理事国を務める国に対する推薦を行う。845 年末時点の推薦をもとに、**851 年～861 年までの理事国がこの時点で確定する**。

②846年1月初旬～850年12月下旬

推薦国は推薦を取消・推薦先の変更を行えるが、この時期の推薦取消は **861年時点で反映される**。

③851年1月初旬

845年末時点の推薦を基準にした理事国による理事会が発足する。

④851年1月初旬～855年12月下旬

時期②同様、861年～870年まで一般理事国を務める国に対する推薦を行う。 **特に態度を表明しなかった国は時期①と同じ国を推薦しているものとして扱う**。

⑤856年1月初旬～860年12月下旬

推薦国は推薦を取消・推薦先の変更を行えるが、この時期の推薦取消は **871年時点で反映される**。

⑥861年1月初旬

855年末時点の推薦を基準にした理事会が発足する。

つまり、どの国がどの国を推薦しているのかがチェックされるのは10年に一度、任期の中間地点においてのみであり、推薦可能な時期は我が国の提案で **十分明確になっている** と考えております。何度推薦先を変更しようが、影響があるのは上の例で言えば845年末と855年末のものだけであり、そのような頻繁な推薦先変更は何の意味もないため実行されるとは考え難く、したがって国際談議場のログ確認の問題も生じ得ないと思われます。

また、推薦国に不利な決定が理事会で行われる場合「反対しなければ推薦を取り消す」という手段を推薦国側がとる可能性があるとのミルズ先生の主張ですが、その推薦取り消しが有効になるのは最短5年後、最長15年後であり、「当該案では即座にその地位を失うことになりかね」ないというのは全く我が国の提案の意図に反します。

我が国の提案と「ミルズ案」の差異は「認証期間」が任期全体の一部（ミルズ案）であるのか全体（カルセドニー案）であるのかに過ぎず、推薦先表明の時期を一時期に限ることの合理的な理由はないことから、我が国の案で問題ないものと考えております。

以上の説明によりミルズ側の懸念は解消されると思われます。また、すでに時期の経過により **合意** となっていることを踏まえて、本件についてミルズ代表にはご理解を求めたいと思います。

中夏

:瞑想する男性::肌色-5:

ミルズ

カルセドニー先生 丁寧なご説明ありがとうございます

普蘭

川崎祭ができる?:考え中:

中夏

田代祭

6月19日

カルセドニー

【国際交易協力機構事務局長トキア・クリストバライト】

国際会議場の不具合などもありまして、提示が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。国際交易協力機構事務局が作成した平和原則条約の草案です。「旧世界の国際連合」に類似した組織になることはもはやほぼ疑いないため、「フリーゲル国際連合憲章」草案とさせていただきます。

(以下草案、上記のものと同じ)

カルセドニー

議長としての発言です

草案を掲示板に明示しましたので、各章に対する立場を可能な限り明示的にご表明ください。これまでの議論段階とは異なり、最終的に調印されるべき条約案でありますので、「明示的な賛成」についても以降は求めたいと思います。

(ぶっちゃけ第4,5,6,7章以外は当然のようなことしか書いてないので面倒ならその4箇所だけ読んでください)

ギルガルド

我が国は草案に賛成する。

トラハト

事務局の活動費用として、国際慣習法に基づく先進国は年間5000億Va、新興国は年間2500億Vaに相当する無利子債券を発行し、事務局に対して譲渡することで合意する。 という部分は実際にはどのようなコマンドを実行するのでしょうか。

中夏

我が国新興国でよかった～

トラハト

またこの程度の負担ならば大抵の国にとって誤差レベルであり単に煩雑さを増すだけでゲーム的な意味がないように思います。

レゴリス

国連分担金みたいなのがやりたいのであればリアル国連宜しくちゃんとした計算式を用いて分担金を算出した方がいい気がします

中夏

Q ゲーム上はどこに払うんですか？

A 中夏に送金してください

カルセドニー

順番にお答えしますと、まず「コマンド実行」の必要はありません。毎年規定額の債券が事務局の帳簿に積み上げられていくことになると思います（先進国・新興国の判断は事務総長担当 PL が定期的（10 年おきくらい？）に行います）。

また、金額の意味については例えば先進国 10 ヶ国が 10 年間分担するなら総額は 50 兆 Va であり無意味な額ではなくなると考えています。用途は例えば途上国への鉱山開発支援を国連名義で行うことなどを想定していますが、基本的には設立後の総会で決定されることになると思います。

「ちゃんとした計算式」については可能であれば用いたいところですが、事務総長 PL の負担が余りに過大になるため断念しました。

以上が条文の意義と運用に関する説明ですが、これをうけて「当該条文は不要」との意見が多数を占めるのであれば私としては特にこの条文にこだわるつもりはありません。

レゴリス

ほむ。確かに事務総長の負担が掛かりますから予め定められた額を用いるのは妥当でありましょう。

普蘭

（レゴリス代表の脇をちょちょししながら）

事務総長 PL が先進国・新興国の判断をおこなうのは妥当でありましょうね。

中夏

我が国が事務総長やるンゴ！

レゴリス

はうっ！くすぐったいのですよ！

先進国・新興国の定義については条文に具体的に記載されるべきだと思います。事務総長 PL のフリーハンドに委ねられるのはちょっと（）

中夏

新興国 ミルズ

先進国 それ以外

レゴリス

それは流石に草

普蘭

事務総長様のご機嫌を損ねると新興国扱いになるぞ:うわーん:

中夏

新興国 燃やされるのが許される国

先進国 その他

普蘭

新興国＝テロ支援国家かな:あはは:

中夏

先進国 文明が進んだ国

新興国 文明開化した国

悪の枢軸 ミルズ

カルセドニー

スクリプト上の経済指標ですよ？

普蘭

事務総長 PL が判定って書いてますケロ:カエル:

カルセドニー

スクリプト上の経済指標上どこに所属しているか、事務総長 PL が判定するのです。

普蘭

ミルズ代表の提案が意見表明国全てから反対されたのは記憶に新しい！

中夏

ミルズ案をミルズが反対

普蘭

反対の賛成なのだ!:ぐる目顔:

中夏

令和天災ミルズ

ヘルトジブリアル

第4章の第11条にある総会の通常会期10年はリアル時間で2ヶ月であるため若干頻度が高いように思います。

同盟理事国や一般理事国の任期が未定ですが、通常会期を20年（リアル4ヶ月）にするか総会の業務や意思決定のプロセスを定型化または簡略化することも検討するのが望ましいと思います。

6月22日

カルセドニー

遅くなりました。ヘルトジブリアル先生の指摘された点についてですが、「意思決定プロセスの定型化」で対応したいと考えております。4年間（リアル24日）を投票期間にあて、投票期間前に提案された決議案に賛否表明だけすれば良いようにするつもりです。

中夏

:しかめっ面の男性::肌色-5:

ヘルトジブリアル

承知しました。参加国の負担が減れば継続して総会の開催が可能であり、組織の形骸化を予防できると思います。

ご対応ありがとうございます。

6月29日

カルセドニー

XOOPS復活まで待ちきれないのでこちらで再開します。以前掲示した草案はpdfファイル形式でこちらにも貼ってありますのでそちらでご確認いただけたと思います。現時点での未定事項ですが、次の4点だと考えております。

- ・同盟理事国を派遣する同盟組織
- ・理事国の任期
- ・経済制裁、軍事制裁の中身
- ・事務局は誰が運営するか

とりあえず、これら以外に何か重要な論点がありましたら適宜ご提案いただければ幸いです。

同盟理事国を派遣する同盟組織

我が国としては、同盟理事国があまりにも多くなることは望んでいないため、**加盟国のすべてまたはほとんどが被っている複数の組織から別々に同盟理事国を出すことはしないこと** 及び **加盟国数の極めて少ない（1～2 国程度）の組織から同盟理事国を出すことはしないこと** を提案します（この 2 つは **主張** としてとらえていただいて構いません）。これを踏まえると、同盟理事国を選出することができる同盟組織は次の 3 組織に絞られると考えております。

- ・ WTCO（SLCN を内包する）
- ・ レゴリス帝国と相互安全保障条約を結んでいる国家群による同盟（FENA を内包する）
- ・ SSPact

この 3 つは普蘭やギルガルドなど微妙にかぶっている国もありますが、それについて厳密に定めるとなるとかなりややこしいことになってしまうのでこのような形としました。

理事国の任期

我が国としてはとりあえず **10 年間を提案** いたします。再選禁止規定を設けるべきかについてはまだ議論がまとまっていませんが、一般理事国の再選禁止を明確化するのであれば各国の推薦国表明の負担を避けるために「遠い将来にわたる推薦国の明確化」をすることを可能にするべきだと考えております。例えば、「851 年～860 年任期は〇〇国、861 年～870 年任期は××国を推薦する」といった形での推薦表明を可能にする、ということです。なお、我が国は **同盟理事国の再選制限には安全保障の見地から明確に反対** いたします。

経済制裁・軍事制裁の中身

トルキー先生の **主張** を再掲いたします。

- ・ 組織の当該国に対する実力派経済的、軍事的の二面から取られ得る
- ・ 経済的実力行動として、組織は国際社会に向け関係各国と当該国の間の定期貿易の停止を勧告できる
- ・ 軍事的実力行動として、組織は当該国への攻撃を行う多国籍軍の結成を呼び掛けできる
- ・ 組織の軍事的実力行動は、問題解決の最終手段であってそれ以外の問題解決の試みを放棄してはならない

我が国としては、これらの **主張** に対して賛成する一方で、経済制裁について国際社会に「勧告」をなす一方で、加盟国に対しては法的拘束力を持たせることは必要であると考えております。「従う義務はない」のでは条約の実効性が薄くなり、旧世界の国際連盟のようになってしまいかねないのは懸念です。ただ、貿易の停止により第三国が経済的打撃を被る危険性が存在することについては我が国も同意しますので、

次のような条文を付け加えることを提案します。

*****第 31 条 防止措置または強制措置に伴う問題に関する協議の権利**

安全保障理事会がある国に対して防止措置又は強制措置をとったときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自国が当面したと認めるものは、フリーゲル国際連合加盟国であるかどうかを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する。

事務局は誰が運営するのか

事務局の運営については、可能であれば中小国（ロから始まる国を想定）にお願いしたいところですが、負担もありますので最悪当面は我が国が務めることも考えております。どの場合でも、PL がいなくなってしまった場合に備えて代行をあらかじめ指名しておくことは必要だと思います。

ロムレー

>中小国（ロから始まる国を想定）

うちは零細国家なのでこれはローレルのことやろなあ（すつとぼけ）

ローレル

や、ロムレー先輩どうぞどうぞ

7 月 2 日

中夏

我国賛成这个案件。

中夏

我が国は本条約からの脱退を通告する。

普蘭

我々も中夏人民共和国と同じく本条約からの脱退を通告する。

7 月 4 日

トルキー

そういえば確認してないと思い出し、今更ながらザッとではありますが確認させていただきました。

現状の草案の内容において異論はありません。

その上で議長言及の未定 4 項について我が国の見解を述べます。

同盟理事国を派遣する同盟組織について

同盟理事国が過剰に増えることは運営の混乱の観点からも望ましくなく、また 1、2 国での規模であれば一般理事国によりその主張が充分に行えるだろうことから、カルセドニー提案の同盟理事国選定基準について **賛成** させていただきます。

理事国の任期について

安全保障理事会は総会に比べやや大きい権限が与えられてるように見えることから、組織の安定的運営の観点より我が国としては **総会の通常会期 2 会期分** とすることを提案します。

また再選に対する制限に関して、組織の長期に渡る運営に著しい支障をきたすと考えこれに明確に **反対** いたします。

基本的に我が国からの主張がその議題であり、これらについて新たな提案や意見は今の所ありません。カルセドニー懸念の「経済制裁の法的拘束力の不存在により実効性が希薄となる」可能性について、我が国としても懸念の存在に同意するものであり、その旨を制裁内容に盛り込もうとする方向性について我が国として異論はありません。

また新たな条文の付け加えについてこれに **賛成** します。

事務局の運営国について

この事務局の運営は基本的に PL の意欲や技量などが純粋に問われる局面であると考えており、議長及び運営候補国における交渉を行い決定していただきたく存じます。

したがって、我が国からのこの議題に対する主張や提案などはありません。今後議長より運営国について何らかの提案がなされた場合、我が国はそれに無条件で **賛成** いたします。

7 月 7 日

ガトーヴィチ

ガトーヴィチ民主帝国は、ガトーヴィチ帝国の外交関係を全て維持するから、引き続き平和原則条約起草委員会に参加します。

同盟理事国を派遣する同盟組織について

カルセドニー代表の主張に **賛成** します。

理事国の任期について

カルセドニー代表の提案に **賛成** します。

経済制裁、軍事制裁の中身について

トルキー代表の主張及び条文の付け加えについて **賛成** します。

事務局の運営国について

カルセドニー代表の申し出に **賛成** します。

7 月 18 日

ローレル

瓦帝国代表の意見表明と同旨です。

なお、我が国としては条約の締約を急ぎ、その過程で平和維持の機能を果たすことを強く望みます。

ヘルトジブリアル

同盟理事国を派遣する同盟組織について

事務局の運営国について

上記項目についてはカルセドニー代表の意見に賛成します。

理事国の任期について

トルキー代表の総会の通常会期2会期分という意見に賛成します。

その他はカルセドニー代表の意見に賛成します。

経済制裁、軍事制裁の中身について

トルキー代表の意見に賛成します。

7月19日

カルセドニー

とりあえず、XOOPS不調以降にここで議論された内容を掲示板に移したいと思います。

その上で、理事会の任期以外の点には今の所争いがないと思いますので、任期について引き続きご意見を待つとともに、その他の点について文言化に移りたいと思います。

……と思ったらXOOPS吹っ飛んでるやんけ（絶望）

ミルズ

【同盟理事国を派遣する同盟組織】に関して一つ懸念点があるのですがいいでしょうか

カルセドニー

もちろんです。

ミルズ

同盟理事国に関するカルセドニー代表の主張は以下のようなものです

『加盟国のすべてまたはほとんどが被っている複数の組織から別々に同盟理事国を出すことはしないこと 及び

加盟国数の極めて少ない（1～2国程度）の組織から同盟理事国を出すことはしないこと』

この二点の主張のうち一点目の『加盟国のすべてまたはほとんどが被っている複数の組織から別々に同盟理事国を出すことはしないこと』に関しては

『国連での議論を円滑に進めるために同盟理事国の氾濫は避けることが必要である観点から賛成』いたしますが

二点目の主張である『加盟国数の極めて少ない（1～2国程度）の組織から同盟理事国を出すことはし

ないこと

に関しては**反対**させていただきます

というのは近年立て続けに起こったフリューゲル主要国の衰退により 3 か国以上が加盟していると確認できる連盟または機構はわが国が調査した限りでは

(S L C N・SSpact・WTCO・ソサエティ) の 4 種類であります

このうちソサエティに関してはほぼ機能停止状態であるため

「同盟理事国を派遣する組織として適当かどうか」議論をなすべきであり

またS L C NはW T C Oに内包される存在であることからここでは除外させていただきます

とすると残るはW T C O・SSpact の二種となります

仮に一連盟につき一国が同盟理事国となるとすると

『 **たった 2 か国しか同盟理事国はいない計算になります** 』

これでは同盟理事国は通常の理事国の中へと埋没することになるでしょう

となれば**同盟理事国と通常の理事国との境は自然と曖昧になり結果的に同盟理事国の氾濫を起こしかねません**

この状況を防ぐには**同盟理事国がグループであると認識される程度の数が必要**となると我が国は考えています

よって我が国は【**1～2 か国しか加盟していない連盟や機構であっても同盟理事国の派遣を行えるようにすべきである**】と主張します

またもしも同盟理事国の氾濫を避けるためにこの方法が出来ない場合

【**平和原則条約起草委員会加盟国の中から同盟理事国に足る国家を選任すること**】を
我が国は主張いたします

カルセドニー

我が国としてのミルズ代表のご意見に対する反論を述べさせていただきます。

そもそも、同盟理事国設置の大前提となっている我が国の **主張** は、「**実効性を担保するため、既存の主要な国際関係は可能な限り尊重されるべきこと。**」であります。ここにおいて、我が国は「**経済同盟や安全保障条約の連関**」により形成される国際関係」という表現を用いており、(多国間条約に基づいた) 連盟又は機構の形態をとっていることが同盟理事国を派遣する組織の条件であるとは考えておりません。この立場から、先に我が国が提案した同盟理事国を派遣する同盟組織の中にも「レゴリス帝国と相互安全保障条約を結んでいる国家群による同盟」を含めています。

したがって、ミルズ代表の提示したような、「連盟又は機構」を大前提とした同盟理事国の設定方式には我が国は同意できず、ミルズ代表の主張はその出発点から我が国の主張を誤解しているものである、と言えるでしょう。

また、同盟理事国の数が少ないことについてミルズ代表は「通常の理事国の中へと埋没する」と述べていらっしゃるようですが、これまでの議論を通じて同盟理事国と一般理事国の立場や権限の違いは明確化されていると認識しておりますので、数が少ないからと言って「埋没する」ことは考えられない、と認識して

おります。

また、ミルズ代表は「同盟理事国」が全体として 1 グループをなすかのように認識なさっているようですが、これに関しては全くそのようなことはなく、同盟理事国は各同盟組織の代表国であり、その利害を全面的に背負う立場であることを改めて確認しておきます（「**理事会は、「既存の主要な国際関係」を代表する「同盟理事国」と、複数の国からその地位が認められる「一般理事国」からなる。**」が該当する過去の **合意** です）。これを踏まえ、同盟理事国は「同盟理事国を派遣するに値するだけの活動実態のある同盟組織」のみから派遣されるべきであり、「1~2 ヶ国しか加盟していない連盟や機構」がそのような条件を満たすことは考え難いでしょう。

なお、我が国としては、「**同盟理事国を派遣するに値するだけの活動実態のある同盟組織**」の定義を**ここで明確に決定する意図はなく**、「現時点で同盟理事国を派遣するべき同盟組織」のみが国連憲章に記載され、将来的にそのような組織が増加した場合においては理事会決議を経て憲章改正手続きにより対応すべきである、と我が国としては考えています。

カルセドニー

あわせて、同盟理事国の任期について、トルキー代表の「総会会期 2 会期分」について、の我が国の意見を述べますが、これについては単純に **長すぎる** のではないかと思っております。WTCO の加盟国会議のようなものを想定していただければわかると思いますが、総会会期はかなり長く取らなければ議論をまとめて投票に移行することは困難であり、我が国としては **10 年間** を総会 1 会期として想定しています。この場合、トルキー代表の提案を用いると任期は **20 年** となります。これはさすがに極端に長く、特に一般理事国がこれほどの任期を有するのはかなりリスクが高いと認識しています。

組織の安定的運営の観点から、という点では、同盟理事国は頻繁な交代を想定しておらず、交代するとしてもその派遣同盟内部での交代となる以上交代にそこまで大きな意味はない、という考え方はできると思います。したがって、同盟理事国であれば任期を 20 年とするトルキー提案（総会 1 会期が 10 年であることを前提としています）の通りとしても問題ないと思いますが、一般理事国の任期は最長でも 10 年程度が望ましいと我が国としては考えております。

ヘルトジブリール

現実時間で 1 日=2 ヶ月、6 日=1 年なので 60 日（2 ヶ月）で 10 年、120 日（4 ヶ月）で 20 年ですね
総会 1 会期=10 年で一般理事国が交代した方が様々な国と議論しやすかったり、一般理事国を希望する国が参加しやすいというメリットはありますね

個人的には現実時間 60 日（2 ヶ月）で交代というのは少し短い気がしますが、間をとって 90 日（3 ヶ月）としてしまうと会期の途中に交代となってしまうし、悩ましい。

まだ意見表明されていない国々の意見を伺いたいです。（特にお忙しいストリーダさん）

レゴリス

レゴリス帝国は草案について賛成すると共に、未決事項について下記の如く賛否を表明させて頂くので
すよー

同盟理事国を派遣する同盟組織について

カルセドニー代表の主張に賛成致します。

理事国の任期について

これについては中々検討が難しい事柄ですが、一般理事国には流動性を持たせるべきというのが我が国の
考えでありますから、カルセドニー代表の提案に賛成致します。同盟理事国の任期についてはその特
性上流動性は不要であると考えますから、20 年が妥当では無いでしょうか？

経済制裁、軍事制裁の中身について

トルキー代表の主張及びカルセドニー代表提案の条文の付け加えに賛成致します。

事務局の運営国について

カルセドニー代表意見に賛成致します。

ガトーヴィチ

理事国の任期について

再度になりますが、再選が可能であることを鑑み、任期は **同盟理事国・一般理事国共に 10 年** とする案
に賛成致します。

ロムレー

共和国の見解は以下の通りである。

同盟理事国派遣組織

カルセドニー代表の主張に賛成する。

理事国の任期

共和国としてはレゴリス代表の主張する「一般理事国 10 年・同盟理事国 20 年」を支持するが、これは
理事国の任期を一般・同盟問わず一律に 10 年とすることに積極的に反対するものではない。

経済・軍事制裁の内容

カルセドニー代表による条文追加について、加盟国に対し法的拘束力を伴う制裁は経済制裁のみであっ
て軍事制裁に関してはあくまで組織は発起するだけであるとの理解でよいだろうか。そうであればトル
キー＝カルセドニー案に賛成する。

事務局の運営国

カルセドニー代表の見解について、共和国は零細国であってこの文章で指示されるところの中小国には
該当しないとの理解を前提として、賛成する。

7 月 20 日

フェネグリーク

帝国の見解をお伝えします。

<<同盟理事国を派遣する同盟組織について>>

カルセドニー代表の主張を支持致します。

<<理事国の任期について>>

組織の硬直化を防ぎ流動性を持たせるためにも、一般理事国および同盟理事国ともに 1 期 10 年を支持致します。

ただし、何らかの国際上の重大事象が生じた場合には最大 20 年までの延長をまで承認する幅を持たせるというのはいかがでしょうか？

<<経済制裁、軍事制裁の中身について>>

トルキー代表の主張及びカルセドニー代表提案の条文の付け加えに支持致します。

<<事務局の運営国について>>

カルセドニー代表意見に支持致します。

カルセドニー

議長より、現時点までの議論を踏まえたフリーゲル国際連合憲章草案を作成しましたので、これを共有いたします。理事国任期については明確に決まっておりませんが、暫定的に両者 10 年としたものを作成しました。

また、総会・安全保障理事会の手続規則や、一般理事国推薦の手続きについても付属書の形で詳細規定を作成しました。現時点で上がっている 4 議案について結論を出してから、こちらについても議論をお願いしますので、目を通していただければ幸いです。

7 月 21 日

ストリーダ

我が国の見解を申し上げます。

同盟理事国の派遣組織

カルセドニー代表の案を支持致します。

理事国の任期

一定の流動性を確保するため、再選可能という条件の下、一律 10 年の案を支持致します。

また、重大かつ切迫した事態が発生していると認められる場合は、よりタイムリーな対応が必要とされ

る観点から、任期延長を検討する必要があると考えております。

経済・軍事制裁の内容

トルキー・カルセドニーの案を支持致します。

事務局の運営国

カルセドニー代表の案を支持致します。

トルキー

理事国任期について一律 10 年とする原案について理由が「とりあえず」となっていたため、これは多分に議論の余地があると考え今回はあえて異なる意見を提案させていただきました。

目的でもあった具体的な理由の聞き出しが達成されたため、我が国としてはこの時点においても満足に行く議論の出来たものと思っております。

その上で、任期を 10 年とすることについての見解としては、これは単純に **総会のたびに理事国選出手続きを踏むのが面倒くさそう** というものになっております。

既に多くの国々で暗黙のうちに共有されていると思われることではありますが、理事国に任期を設けることの理由として「組織の流動性の確保」というものが挙げられます。

しかし、一般理事国はともかくとして、容易に変容がし難いと考えられる同盟理事国については総会ごとに選出手続きを踏むほどまで流動性を取り入れる必要性を感じられません。

我が国としてこれら具体的な諸手続きについての読み込みが足りてない面も否めませんが、この点について再度見解を伺えたらと思います。

なお、これは理事国について任期を一律 10 年とすることに関しあくまで反対するものではなく、**反対意見以外の意見** であります。

7 月 22 日

カルセドニー

トルキー代表のご懸念なされた理事国選出手続きについて、議長より、先に示した草案の付属書 III において定めた規定の意図を端的に説明したいと思います。

まず、「総会のたびに理事国選出手続きが行われる」ということはありません。理事国の選出は推薦で行われ、基本的には事務局内でその手続は完結します。

具体的な手続きについてですが、各国は基本的に常にいずれかの国を一般理事国に推薦している状態になります。この推薦で 5 ケ国からの支持を集めた国家が一般理事国になることになりませんが、**理事国の変更は「どこかの国が推薦先を変更した場合」にしか起こりえない** ので、10 年ごとにすべての国が参加する手続きが行われる、とお考えの方がいらっしゃるのであれば、それは誤りです。10 年ごとに理事国に関する業務を行う必要があるのは事務局（を操作する PL）だけとなります。仮に、**いずれの加盟国も推薦先を変更しなければ、前回任期と同じ一般理事国の構成がそのまま維持されます**。

また、同盟理事国の選出はその「同盟」の内部の国家により決定されることとなりますので、こちらについても総会で 10 年ごとに手続が要求されるようなことはありません。なお、同盟理事国の具体的な選出方法は、その「同盟」の意思決定方法次第となります。

ヘルトジブリアル

理事国の推薦手続について、弊国では誤解がありました。申し訳ないです。

カルセドニー代表の説明された推薦国の変更のみ手続が行われ、変更がない場合は事務局のみの内部処理になるということであれば 10 年か 20 年かはあまり問題ではなく思います。

ただその場合、PL の負担よりも流動性やリスク管理が重要となることから、一般理事国及び同盟理事国の任期を 10 年とすることに同意します。

7 月 24 日

カルセドニー

カルセドニー代表としての意見です

現時点で、「一般理事国の任期を 10 年とすること」に対しては意見表明を行なっている国全てが「反対ではない」という立場であると認識しておりますので、この点についての議論は尽くされたと思います。一方、同盟理事国の任期については、カルセドニー代表の立場としては、「再選が可能であること、流動性についてもある程度考慮すべきことを理由に 10 年とする主張が存在する一方、20 年とすべきとする強い理由は提示されていない」という認識です。我が国が 20 年案に対し明確に反対というわけではありませんが、今の時点では 10 年案でまとめる方が望ましいと考えております。この点については 20 年案を明確に主張なさっているレゴリス代表より、なんらかの意見表明をお願いしたいところであります。また、数カ国の代表より「任期延長」の可能性を留保すべきとの意見がありますが、「緊急事態により各国が推薦先に関する意見表明が困難になっている場合」は基本的に理事国は変動しない事になると思われます。ですので、「任期を延長する」ことを決定する必要に迫られる事態は考えにくいと我が国としては認識していますが、延長可能性の留保を提案されている方々に何か想定している事態はございますでしょうか？

我が国としては、以上の 3 点について結論が出ましたら、ほぼ議論は終わったと言えると思います。それ以降は文言調整作業となりますので、憲章草案に対する意見表明をお願いしたいと思います。

憲章草案については最終的に調印するものになりますので、異論がない代表からは明確にその旨ご表明ください。

7 月 27 日

レゴリス

なるほどー。様々なご意見を伺いましたが、現状では 10 年の任期が最適解だという事なのでしょう。我が国は 20 年案を撤回致します。

あとカルセドニー代表が Xoops の方で公開されていた最新の書き込みを見損ねたのですが、今後の掲示板での討議は新しい方で行うという認識でよろしいでしょうか？

カルセドニー

起草委員会は普中の脱退以降動いていませんので、上の「掲示板移行」の提案が反対意見がないまま 1 週間経ったタイミングで新掲示板にスレ立てしたいと思います。ただ、議論はほぼ尽きましたので、草案の修正提案がなければこれは省略して新掲示板で調印式に移ってもいいかな、と思います。slack で話していた間の議事録については要約だけまとめて、全文はアンソロジー行きを想定しています。

レゴリス

なるほど。ありがとうございます

カルセドニー

理事国任期についてもまとまったと思いますので、草案への意見表明を引き続き待ちたいと思います。

ガトーヴィチ

第 11 条解説希望…

>第 11 条 評決権の停止 1. この機構に対して委託する当該国債権の償還が不可能となっているフリーゲル国際連合加盟国は、その 債権の額がその時までの満 20 年間にその国から委託された当該国債権の額に等しいかまたはこれを超える ときは、総会で投票権を有しない。 2. ただし、総会は、債券償還が不可能になっていることがこのような加盟国にとってやむを得ない事情によ ると認めるときは、その加盟国に投票を許すことができる。

カルセドニー

要旨：経済破綻すると投票権なくなるゾ！

ガトーヴィチ

「償還が不可能」＝「期限迄に償還不可能」と解釈すれば、仮に債務国になっても投票可能ですな

カルセドニー

総会か総会の認めた国連の下部機関が「債券召還すっぞ」って決めた時に、それを払えなかったらアウト、みたいな感じですね。全ての（新興国以上の）加盟国から均等に召還するので、流石に本当に払えなくなる国はいないと思います（年間 5000 億 Va とかですし、20 年積もっても 10 兆 Va）。

ガトーヴィチ

第 8 章 事務局の話ですか

ガトーヴィチ

長すぎて理解できない（文弱）

カルセドニー

いずれアンソロジーに「国連憲章条文の解説！」とか投げつけることになりそうだけど、草案書くたびにやっていたらきりがいいからなあ……。

カルセドニー

そこ（第33条第3項）とつながっていますね。

ガトーヴィチ

我が国はこの憲章草案に **賛成** します。

中夏

FUN、楽しもう！！

7月28日

カドレン

憲章草案に**賛成**します。

実際に運営が始まれば種々の問題が出てくると思いますので、都度修正協議を行えば良いと考えます。

トルキー

トルキー社会主義共和国政府は憲章草案に **賛成** いたします。

レゴリス

既に表明していますが改めて。

レゴリス帝国は憲章草案を支持するとともに賛成致します

カルセドニー

我が国も本憲章草案に **賛成** いたします。

ヘルトジブリール

ヘルトジブリール社会主義共和国は本憲章草案に **賛成** 致します

ロムレー

草案に賛成します

ローレル

草案に賛成します

ギルガルド

草案に賛成します

ロムレー

(集計法で草)

カルセドニー

11 以降どうしようか悩んでいる

ロムレー

とりあえずこれで 120 票までいけるやろ (適当)

中夏

334 票は必要

カルセドニー

【国際交易協力機構事務局長トキア・クリストバライト】

国際会議場(掲示板)の長期不調に伴い公式討議を中断、国際談議場(Slack)の非公式討議に主議場を移して行われていた本起草委員会における議論について、議長より要約して報告します。

普中両国が脱退を通告する直前(現実時間 6 月 29 日)にカルセドニー代表より以降の論点として「**同盟理事国を派遣する同盟組織**」「**理事国の任期**」「**経済制裁、軍事制裁の中身**」「**事務局運営主体について**」の 4 点が提案されましたので、この 4 点に分けたいと思います。

1.同盟理事国を派遣する同盟組織

カルセドニー代表は加盟国のすべてまたはほとんどが被っている複数の組織から別々に同盟理事国を出すことはしないこと及び、加盟国数の極めて少ない(1~2 国程度)の組織から同盟理事国を出すことはしないことを前提として、以下の 3 組織が同盟理事国を派遣する同盟組織として認められるべきだとしました。

- ・WTCO 及び SLCN
- ・レゴリス帝国と相互安全保障条約を結んでいる国家群による同盟
- ・SSPact

これを受け、トルキー、ガトーヴィチ、ローレル、ヘルトジブリール代表が賛成を表明しましたが、この後ミルズ代表より加盟国数の極めて少ない(1~2 国程度)の組織から同盟理事国を出すことはしないことに対して反対意見が提出されました。「この基準では WTCO (及び SLCN)、SSPact 以外同盟理事国を派遣できる連盟又は機構は存在せず、同盟理事国が 2 ヶ国では少なすぎ、同盟理事国が一般理事国に埋没しかねない」という内容がミルズ代表の主張の要旨です。これに対してカルセドニー代表から反論が行われました。「『同盟組織』とは連盟や機構に限られるものではなく、2 国間安保の連関でも成立する(具体例は上記レゴリスとの同盟国群)」 「同盟理事国は権限が一般理事国と大きく異なることから、数が少ないから埋没するとは考えられ

ない」の 2 点がカルセドニー側の反論の要旨であります。これ以降、ミルズ代表の本案に対する発言はなく、当初のカルセドニー一案に対してレゴリス、ロムレー、フェネグリーク、ストリーダ代表より賛成の意が表明されたこともあり、本論点についてはカルセドニー提案の 3 組織に決定したものと見なされました。

2. 理事国の任期

カルセドニー代表より暫定案として(同盟理事国、一般理事国とも) 10 年間とする案が提案されました。なお、再選規定に関する主張もありましたが、再選制限についてこれ以降主張する国は特に現れず、トルキー代表やガトーヴィチ代表などが再選制限は設けない立場を確認していることもあり、再選制限はつけない、という形となったものと議長としては解釈しております。

この直後、トルキー代表より総会会期 2 会期分とする提案が行われました。ガトーヴィチ、ローレル代表はカルセドニー案(10 年案)に、ヘルトジブリアル代表はトルキー案(2 会期案)に賛成を表明した後に、カルセドニー代表より「総会会期を 10 年と設定する想定のもと、20 年となる 2 会期案は(特に一般理事国においては)流動性の観点から長すぎる」とするトルキー案への反対意見と、「同盟理事国は 20 年、一般理事国は 10 年」とする折衷案が示されました。

これを受け、レゴリス、ロムレー代表が折衷案を、ガトーヴィチ、フェネグリーク、ストリーダ代表が 10 年案を支持する旨表明した後、トルキー代表より(10 年案へ反対するものではないとの表明と合わせて)理事国選出手続きについての質問があり、この質問に対して議長より草案起草者の立場から返答しました。この返答を受けて、ヘルトジブリアル代表より「10 年案への同意」が示され、レゴリス代表より折衷案への支持を撤回、改めて 10 年案への支持が表明されました。

また、フェネグリーク、ストリーダ代表より「非常事態が発生した場合には任期延長の可能性を留保すべき」との提案があり、これについてカルセドニー代表から「選出手続きでそのような場合に十分対応することができる」との意見が示されています。

以上を踏まえて、現時点ではフェネグリーク、ストリーダ代表より、「議長が示した選出手続きでそれぞれの懸念が解決されている」との表明が得られれば本件については当初の 10 年案で決定されるものと議長としては判断しております。

3. 経済制裁、軍事制裁

国際会議場不調直前に行われたトルキー代表の主張 4 点を受けて、カルセドニー代表は「『正当性なき戦争を行う国家』への経済制裁について、加盟国に対して法的拘束力を持った決議を行える必要がある」という主旨の内容を主張、また、「正当性なき戦争を行う国家」への経済制裁により第三国が損害を被る可能性に対し、「損害を被りうる第三者は安保理とその問題について協議を行う権利を有する」とする条文の追加を提案しました。これに対して賛成意見はあったものの、反対意見は特になかったため、上記の内容で本論点については決定しました。

4. 事務局運営主体

カルセドニー代表からの意見は「いずれは中小国が行うのが可能であれば望ましいが、当面はカルセドニー政府が引き受けることも考えている」という(明確な主張を含まない)内容であり、他国からも特に明確な意見表明はなかったことから、本件については保留されているというのが議長の認識です。また、議長としてはあくまで本起草委員会では「フリーゲル国際連合憲章に掲載されるべき内容」について決定されるものであるとの立場でありますので、事務局運営主体については国際連合設立後、国連総会において決定するのが望ましいのではないか、というのが議長の意見です。

カルセドニー

slack での議論の流れについて、議長名義で要約して公表しました。何か問題があればご指摘ください。

トルキー

新会議場には移らないのですか？

カルセドニー

もし議論する要素が残っているなら移しますが、おそらくもう「起草委員会スレ」を新掲示板で建てる必要はない気がします。ここで結論をまとめて、新掲示板では「調印式」にしまえるような。

トルキー

なるほど

度重なる Xoops 不調もありますし、可能な限り早く調印式に移ってしまったほうがいいのかと思うのですが、いかがでしょうか

カルセドニー

そう思います。上の草案で確定できれば、新掲示板で調印式スレを建てたいと思います。

フェネグリーク

本憲章草案に **賛成** 致します

7 月 29 日

ストリーダ

草案に賛成いたします。

カルセドニー

あとここにて草案への賛成を表明されていないのはカタルシア・香麗・エーラーン・トラハトの各先生ですね。香麗先生はあまりいらっしゃらないのでどうでしょうか……。

エーラーン

エーラーン教皇国は草案に賛成します。

トラハト

我が国は本草案に賛成します

7 月 30 日

カルセドニー

カタルシア先生から草案に同意する旨ご連絡をいただきましたので、香麗先生には申し訳ないですが、

調印式スレを建てたいと思います。

（カタルシアからの観光者通信の画像）

……捏造疑惑とか生じませんように

カルセドニー

フリューゲル国際連合憲章調印式

国際交易協力機構加盟国会議が採択した【フリューゲルの平和原則に関する条約の提案に関する決議】に基づき設置されたフリューゲルにおける戦争行為の正当性を判断するための根拠となる条約を作成するための、平和維持に関する条約の起草委員会（通称：フリューゲル平和原則条約起草委員会）は、以下に示す、**フリューゲル国際連合憲章**を採択した。

<http://tanstaaf1.tokyo/2019/07/440/>フリューゲル国際連合憲章

調印式参加国

ストリーダ王国

レゴリス帝国

ヘルトジブリール社会主義共和国

カルセドニー社会主義連邦共和国

フェネグリーク帝国

トルキー社会主義共和国

ガトーヴィチ民主帝国

ギルガルド社会主義共和国

トラハト＝ラシュハ連合王国

ローレル共和国

カタルシア王国

ロムレー湖畔共和国

エーラーン教皇国

カドレン共和国

（香麗民主帝国）

ミルズ皇国

条約本文は長すぎるので先行して新 Wiki に公開し、調印式ではリンクだけ貼る形にしたいと思います。
上のような形での調印式スレを、香麗先生を今日一日待った上で公開します。まだ新 Wiki の方にアカウントを持っていらっしゃらない方もいると思いますが、そちらについてもご対応をお願いします。

（憲章、一部条文番号がズレていたので手直ししてあります、もし変なところがあればいつでも教えてください）

7 月 31 日

カルセドニー

スレを建てました。調印、批准書のカルセドニー政府への寄託通告を行ってください。

今後の予定ですが、851 年 1 月初旬にフリーゲル国際連合総会第 1 回通常会期の開始及び、最初の安全保障理事会の発足を目指します。850 年末までに以下の事柄の実施、事務局（Slack の公開チャンネルをすぐに立てます）への通告をお願いします。

- ・各「同盟組織」は初代同盟理事国を決定し通告する。
- ・各加盟国は初代一般理事国に推薦する加盟国を通告する。
- ・総会第 1 回通常会期に提出する議題がある加盟国はその議題を通告する。

なお、原加盟国はちょうど 15 ヶ国となりますので、一般理事国は 3 ヶ国が選出される見込みです。